

1. 用語の定義

町内業者：河南町内に営業所を有し、かつ、法人にあつては、商業登記簿にその営業所の記載がされている者、個人にあつては、その代表者が河南町の住民基本台帳又は外国人登録原票に記載または登録されている者

町内本店業者：町内業者のうち、本町と契約する営業所が河南町内の本店である者

町内支店業者：町内本店業者以外の町内業者

- ※ 町内業者等としての取り扱いは、河南町入札参加業者資格審査要綱（平成22年河南町告示第1号）によるものとする。
- 国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関：これらに準ずる機関とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条各号に定める法人、国立大学法人、事業団及び地方公社（地方住宅供給公社・地方道路公社・土地開発公社）とする。

2. 建設工事の請負における配置技術者等

本工事の施工期間中、入札参加者と入札（開札）日以前に3ヶ月以上の雇用関係を確認できる者で次の条件を満たす配置技術者等（主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人）を配置すること。※町内業者以外は、配置技術者等を配置する際に、資格内容及び3ヶ月以上の雇用関係が確認できる書類を提出していただきます。

- ① 主任技術者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - 1) 1級又は2級国家資格取得者等
 - 2) 実務経験を有する者（高等学校の指定学科卒業後…5年以上、高等専門学校の指定学科卒業後…3年以上、大学の指定学科卒業後…3年以上、その他10年以上）
- ② 監理技術者を配置させる場合は、監理技術者資格者証（平成16年3月1日以降に登録・更新行った監理技術者の場合は、これに加えて過去5年以内に監理技術者講習を受講したことを示す監理技術者講習終了証の写し）の交付を受けている者
- ③ 監理技術者補佐を配置させる場合は、1級国家資格の第1次検定に合格している者等
- ④ 現場代理人にあつては、工事現場に常駐できる者
- ⑤ 町内業者にあつては、配置技術者等は、本町に提出されている「技術者等現況報告書」に記載されている者

※ 営業所の専任技術者と専任の主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐及び現場代理人の兼任は建設業法上専任義務違反となります。

※ 同一の請負契約の工事に限り、現場代理人と主任技術者（監理技術者、監理技術者補佐）を兼務することができます。

3. 地質調査、測量及び設計監理等委託（コンサルタント委託）における配置技術者

入札図書で管理技術者及び照査技術者両方の配置が必要とされた場合、本業務の期間中配置すべき管理技術者と照査技術者は兼務できません。ただし、他の業務とは兼務できるものとします。

4. 入札書及び確認申請書等の入手方法

下記の書類については、原則として河南町ホームページの入札情報からダウンロードにより入手すること。

入札書等を郵送するための封筒は、河南町役場庁舎3階契約検査室窓口で随時配布する指定封筒又は、別紙「郵便入札（一般競争入札）留意事項」に記載の方法により作成した封筒とする。なお、設計図書等を販売の方法により配布するときは、設計図書等の購入時に販売店で設計図書等とともに配布する。

- | | |
|--|-------------------------------|
| ①入札書 | ④事後審査型条件付一般競争入札関係書類提出書（様式第2号） |
| ②工事（業務）費内訳書 | ⑤配置予定技術者等調書 |
| ③事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書
（様式第1-①号又は様式第1-②号） | ⑥質問書 |

5. 設計図書等の入手方法

入札公告で河南町ホームページの入札契約情報からダウンロードによるとした場合は、設計図書等を販売しないので、ダウンロードにより設計図書等を入手すること。 ※入札参加者の機器環境等の都合により、ダウンロードできない場合は、閲覧している設計図書等（持出禁止）を庁舎内のコピー機（有料）の複写等で対応してください。

設計図書等を販売の方法により配布するとした場合は、別に指定する方法により設計図書等を購入しなければならない。

設計図書等の図面が見づらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、入札書到着期限日まで、河南町契約検査室で事前に申し込みのうえ閲覧することができる。ただし、貸し出し及びコピーはできない。

6. 設計図書等に対する質問

設計図書等に関する質問がある場合は、指定様式に必要事項を記入のうえ、公告に示す期限までに指定された方法で提出すること。※送信後、必ず着信の確認をしてください。質問のない場合は、提出の必要なし。指定した方法以外での提出や明らかに入札参加資格がない者がした質問は受付をしない。

7. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

8. 入札書の郵送

- (1) 入札参加必要書類を、河南町指定封筒又は別紙「郵便入札（一般競争入札）留意事項」に記載している方法により作成した封筒に封入し、必要な事項を記入のうえ、入札書到着期限までに日本郵便(株)河南郵便局へ到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、局留扱いで郵送すること。特定記録郵便等指定方法以外で郵送された入札は無効とする。

※ 入札書到着期限日とは、日本郵便(株)河南郵便局に到着する期限日のことです。また、局留め郵便は、局に到着後10日間しか保管できないため、入札（開札）日から10日以上前の日に郵送しないでください。なお、郵便事情により通常の配達期間では届かない場合等も考えられますので、時間に余裕をもって手続きしてください。（日本郵便(株)河南郵便局に差出した場合、一旦富田林郵便局に集配されるので到着に時間がかかります。郵便局窓口で確認してください。）

- (2) 郵送は1件の入札につき1通とする。
(3) 封筒には、案件名、公告番号、入札（開札）日時、入札者の名称及び所在地を記載すること
(4) 郵送にかかる費用は入札参加者の負担とする。
(5) 日本郵便(株)河南郵便局から受理された入札書等は、開札前を含め返却しないこととする。

9. 工事（業務）費内訳書

- (1) 工事（業務）費内訳書（以下「内訳書」という。）は、河南町ホームページの一般競争入札公告の案件毎に掲載した内訳書（ダウンロードしたもの）を使用し、内訳書に記載の工事価格又は業務価格（消費税額を含まない金額）と入札金額は一致させること。異なる価格や異なる様式での入札は無効とする。
(2) 内訳書に件名、住所、商号又は名称、代表者職氏名を記載し押印のうえ提出すること。内訳書に件名等の記入漏れ、記名押印の欠けている場合又は内訳の記載が全くない場合は、内訳書の不備又は未提出とし、その者の入札を無効とする。
(3) 内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

10. 入札の無効

競争入札の心得に規定するものの他、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 公告に示した入札参加資格のない者のした入札 | ⑦ 代理人のした入札 |
| ② 虚偽の申請を行った者のした入札 | ⑧ 到着期限後に日本郵便(株)河南郵便局へ届いた入札 |
| ③ 入札に関する条件に違反する者のした入札 | ⑨ 封筒に差出人又は件名の記載がないもの及びその確認ができない入札 |
| ④ 指定した郵送方法以外の提出や必要な書類が添付されていない入札 | ⑩ 封筒に記載された事項と同封された入札書等に記載された事項が異なる入札 |
| ⑤ 落札候補者に提出を求める書類を提出しない者がした入札 | ⑪ 日本郵便(株)河南郵便局において、入札書等の入った封書の引渡しが行われなかった入札 |
| ⑥ 競争入札の心得に違反する者のした入札 | |

11. 同一入札（開札）日における複数案件の入札に参加する場合

- (1) 同一入札（開札）日の複数案件の入札に参加する場合は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に「落札希望順位」を記入すること。1件のみに参加する場合は記入不要。
(2) 落札候補者となった複数の案件で「落札希望順位」に1件でも空白がある又は順位が明白でない場合は、書かれている数字にかかわらず希望順位を公告番号順とする。
(3) 同一（入札）開札日の複数案件の入札に参加する場合で「手持ち工事数」の制限以外に自社の都合（技術者等）で全ての案件を受注できない場合は、確認申請書に「受注可能件数」を記入すること。「手持ち工事数」以外に制限がない場合は記入不要。なお、受注可能件数は、建設業法26条の規定に基づく主任技術者等の配置や、現場代理人の常駐が可能であるかを検討したうえで、同一入札日に参加する案件全体に対し設定すること。
(4) 同一の工事種別において、落札候補者となった複数案件の確認申請書の受注可能件数欄に異なる件数が記載されている場合は、最小値（空白を除く。）の件数を受注可能件数とする。

12. 落札希望順位及び受注可能件数による落札候補者の決定方法

- (1) 同一の入札（開札）日に複数の案件がある場合は、案件ごとに落札候補者の順位を決め、全ての開札を行なった後に、それぞれの案件の第1位の者から優先に落札候補者を決定する。（希望順位より落札候補者順位を優先する。）
(2) 全ての案件の開札後、複数の案件で落札候補者の順位が第1位となる者がある場合は、手持ち工事数の制限（手持ち工事の運用基準による）又は、受注可能件数まで確認申請書に記載された落札希望順位に従って落札候補者として決定する。制限を超えた案件については、その者の入札を無効とし、次順位者を落札候補者とする。この場合において、次順位者が(1)で既に手持ち工事の制限数又は受注可能件数を超える場合は、さらに次の順位者を落札候補者とし、以降これを繰り返すものとする。

13. 入札の辞退

入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札の辞退を認めるものとする。この場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを提出しなければならない。

14. 落札者とされなかった者に対する理由の説明

落札者とされなかった者は、不適格通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）に「河南町入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、説明を求めることができる。

15. 落札候補者が不適格となった場合の制限

同一の入札（開札）日の他の案件において、公告に示す提出期限までに「落札候補者に提出を求める書類」を提出しないとき、又は、事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たさないことにより不適格となった者が当該案件の新たな落札候補者となる場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者を新たな落札候補者とする。

16. その他

- (1) 本件入札に係る入札者は、有資格者名簿に登録されている代表者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の受任者。当該入札のみの従業員等への委任は認めない。）とし、使用印は、河南町入札参加資格審査申請により登録されている使用印を使用すること。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をしたときは、河南町建設工事等入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を行う場合がある。
- (3) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合は、契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。なお、契約を締結せず、又は仮契約を解除したときは、落札者は違約金として契約希望金額の100分の3に相当する金額を町に支払わなければならない。この場合、町は一切の責めを負わない。
- (4) 入手した設計図書等は、入札の見積り以外の目的には使用しないこと。
- (5) この「事後審査型条件付一般競争入札公告共通事項」のほか「競争入札の心得」の内容を遵守するとともに、契約図書等の契約締結に必要な条件を熟知のうえ入札を行うこと。
- (6) 開札の結果、税込の請負金額が500万円以上の場合、河南町暴力団排除条例（平成25年河南町条例第21号）に基づき、契約締結の際に暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。なお、誓約書を提出しない場合は、その契約を締結しない。また、誓約書の提出をしない者が河南町の入札参加資格者である場合は、3ヶ月間の入札参加停止措置を行う。